

議会基本条例を制定しました

真岡市議会では、議会と議員の果たすべき役割や、市民及び市長等との関係を明らかにし、市民に開かれた議会運営と議会活性化を推進するための基本理念を明文化した議会の最高規範(※)として、真岡市議会基本条例を制定し、本年4月1日から施行しました。

条例の作成については、議会活性化等検討委員会を中心に議会内部で検討を重ね、パブリック・コメントの実施を経て、平成30年第1回市議会定例会において、条例案を提出し、出席した議員全員の賛成により可決・成立したものであります。

本議会では、条例の目的にもあるとおり、今後、更なる議会の活性化と市民の皆様の信任に応えられる議会運営の実現を図ってまいります。

条文の内容

条例の各条文の概略は次のとおりです。なお、条例の全文につきましては、真岡市議会ホームページで閲覧することができます。

前文

議会基本条例を制定するに当たっての背景や必要性、議会と議員の果たすべき役割等について述べ、基本理念について規定しています。

第1条(目的)

前文を踏まえた条例の目的を規定しています。

第2条(議会の運営原則)

議会の基本的事項として、議会改革への取組、市民への説明、政策立案等への取組、行政運営の監視、委員会の適切な活用など、5つの運営原則を規定しています。

第3条(議員の活動原則)

議員の基本的事項として、公正・誠実な活動、法令等の順守、市民への説明、資質の向上、自由な討議による合意形成など、5つの活動原則を規定しています。

第4条(会派)

議会活動を行うための会派について、条例に位置付けるとともに、会派の責務を規定しています。

第5条(市民と議会との関係)

市民と議会との関係について、議会の透明性、公聴会制度等の活用、請願等の審査、広報活動及び広聴活動の充実などを規定しています。

第6条(議会と市長等との関係)

議会と市長等との関係について、緊張のある関係の保持、事務執行の監視・評価、一問一答方式、反問権、文書質問などを規定しています。

第7条(議会への提案説明等)

議会に提案される重要な事項について、市長等に対し、形成過程などの必要な情報を求めることを規定しています。

第8条(政策提言)

市長等から提出された議案等に対し、より良い政策とするため、議案の修正や政策提言を積極的に行うよう努めることを規定しています。また、課題分析や提言作成等の能力を補完するため、必要に応じ調査研究の場として政策研究会を置くことができるものとします。

第9条(議決事件の拡大)

地方自治法に規定されている議決事件について、別に条例を定めることにより、特に重要な事項について追加できることを規定しています。

第10条(議員間の討議)

議会は言論の府であることから、議員相互の自由な討議を積極的にを行い、政策立案に資するよう規定しています。

第11条(研修及び調査研究)

議会及び議員に対し、政策立案等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることを規定しています。

第12条(政務活動費)

地方自治法及び真岡市議会政務活動費の交付に関する条例等に基づき交付される政務活動費について、議会及び議員に対し、有効活用と使途の説明責任を果たすよう規定しています。

第13条(議会事務局)

政策立案機能等を補助する議会事務局の組織体制の充実に努めることを規定しています。

第14条(議会図書室)

議員の調査研究のため、議会図書室の図書・資料の充実に努めることを規定しています。

第15条(最高規範性)

本条例が真岡市議会における最高規範(※)であることを規定しています。

第16条(検証及び見直し)

本条例の検証を必要に応じ行い、必要がある場合は、適切な措置を講ずることを規定しています。

附則

本条例の施行日を平成30年4月1日とするともに、委員会(常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)を原則公開とすることを規定しています。

※最高規範

日本国憲法が全ての法律の最上位の規範(決まりごと)であるように、議会基本条例が議会の条例、規程等の最上位の規範であるということ。

